

令和8年度

農業者の皆様へ

経営所得  
安定対策等  
の概要



## はじめに

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

また、令和元年からは、全ての農産物を対象に収入の減少を広く補償する「収入保険制度」も措置しています。

さらに、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畠地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を措置しています。

本パンフレットでは、各支援制度の理解をさらに深めていただけるように、支援制度の内容や、令和8年度における追加・変更点等を記載しています。

米・麦・大豆等を生産する農業者の皆様におかれましては、農業経営の安定に資するよう、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組む際に、これらの支援制度を御活用ください。

# 目 次

I	経営所得安定対策等の概要	4
1	ゲタ・ナラシ対策の交付対象者	6
2	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	8
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	13
4	水田活用の直接支払交付金	18
5	畠地化促進事業	24
6	畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業	25
7	加工用米及び新規需要米の取組計画の提出	26
8	小麦・大豆の国産化の推進	30
9	経営所得安定対策等の実施体制	31
10	申請される方が留意すべき事項	32
11	対策の加入申請・交付手続	33
12	交付金の交付スケジュール	40
13	農業経営基盤強化準備金制度	41
II	収入保険・農業共済等の概要	42
1	収入保険	42
2	農業共済	45
3	自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP	46
III	需要に応じた生産・販売	47
IV	本対策等交付金交付業務のデジタル化	52
1	経安申請システムによる業務の効率化	52
2	交付対象作物の現地確認業務の効率化	54
	問い合わせ先一覧（地方農政局等）	56

# I 経営所得安定対策等の概要

## 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額：1,924億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

**数量払**

生産量と品質に応じて交付

【令和8年産からの平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はげか麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/t)	でん粉 原料用 ばれいしょ (円/t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
課税事業者 向け単価	5,590	4,900	5,710	8,330	10,340	5,090	14,090	15,930	6,410
免税事業者 向け単価	6,000	5,220	6,110	8,850	10,910	5,380	15,030	16,730	6,820

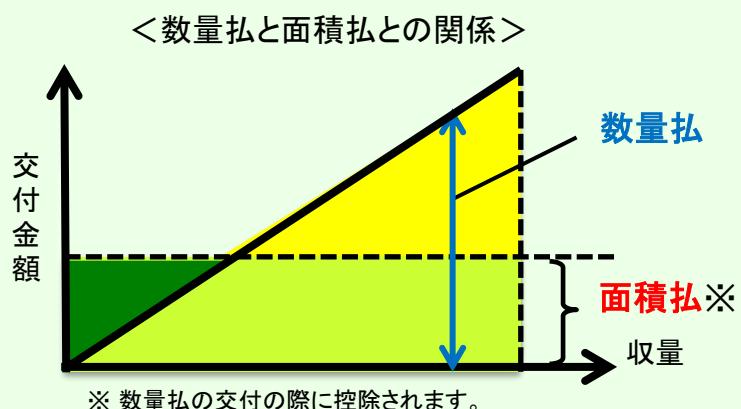
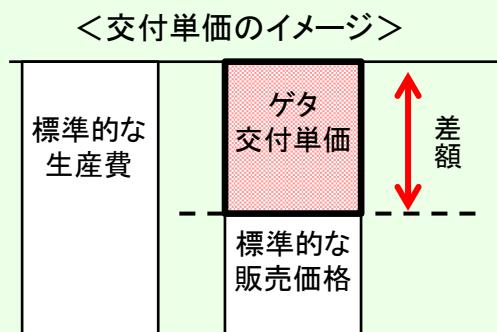
注1：てん菜の基準糖度は、15.7度

注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、18.8%

**面積払**

当年産の作付面積に応じて交付（数量払の先払い）

2.0万円/10a（そばは、1.3万円/10a）



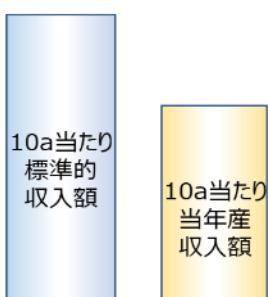
## 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：468億円）

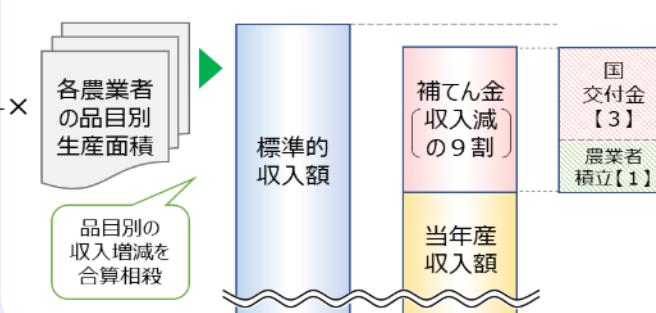
【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

### 地域・品目別の計算



### 農業者別の計算



※積立金は掛け捨てではありません。

# 水田活用の直接支払交付金及び関連対策

## 水田活用の直接支払交付金

(令和8年度予算概算決定額:2,612億円)

### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
加工用米	2.0万円/10a
WCS用稻	8.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1 多年生牧草について、収穫のみ行う年は1万円/10a

※2 飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a (5.5～7.5万円/10a)

### 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

### 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

### 畑地化促進助成

(令和8年度予算概算決定額:2,612億円の内数)  
(令和7年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

### 畑地化促進事業

(令和7年度補正予算額:195億円)

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

### 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

畑作物産地形成促進事業：(令和7年度補正予算額:135億円)

コメ新市場開拓等促進事業：(令和8年度予算概算決定額:140億円)

実需者との結び付きの下で、対象作物の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

### 経営所得安定対策等推進事業等

(令和8年度予算概算決定額:70億円)

経営所得安定対策等の交付金の手続等の事務に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、水田収益力強化ビジョンの作成を行う都道府県、衛星画像やドローン等の活用を含む作付面積の現地確認等を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

都道府県への助成に当たっては、対策加入者数・取組面積等にも配慮し、また、都道府県は上記事項に基づき、市町村等に適切に配分します。

# 1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者（法人・個人）、集落営農（法人化したもの）を除く）、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も3要件（7ページ参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

麦・大豆等の対象作物の生産者であるにも関わらず、交付対象者となっていない方は、令和8年産に向けて農業経営改善計画等の申請や集落営農の組織化等を御検討ください。

## （1）認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、営農している市町村（主な農用地や農業生産施設が所在する市町村）が定める基本構想（農業経営の目標とすべき水準）の達成に向けて、「農業経営改善計画」を作成し、市町村等の認定庁に申請します。

認定庁は、その計画の内容が基本構想に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。ただし、認定庁が計画に従って農業経営を改善するために取るべき措置を講じていないと認めるときは、その認定が取り消されることがあります。

### ～認定までの流れ～

農業者自らが  
「農業経営改善計画」を作成

認定庁へ申請

認定庁が認定

認定農業者

認定庁とは

営農範囲が単一市町村  
の区域内のケース

営農範囲が市町村を  
またがるケース

営農範囲が都道府県を  
またがるケース

市町村

都道府県

国

自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模を問わず、認定を受けることができます。  
また、親子・夫婦等による共同申請での認定を受けることもできます。



「農業経営改善計画」の書き方は、市町村、普及指導センター、JA等がサポートしてくれるんだ！

## （2）認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。

市町村は、その計画の内容が、市町村の基本構想（農業経営の目標とすべき水準）に照らして適切なものであるか等の審査を行い、認定します。

### ～認定までの流れ～

新規就農者自らが  
「青年等就農計画」を作成

市町村へ申請

市町村が認定

認定新規就農者



「青年等就農計画」の書き方は、市町村、普及指導センター、JA等がサポートしてくれるんだ！

既に農業経営を開始している方でも、経営開始5年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

### (3) こんな集落営農が対象になります

集落営農がゲタ・ナラシ対策の対象となるためには以下の3要件を満たす必要があります。

#### ① 組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

#### ② 対象作物の共同販売経理の実施

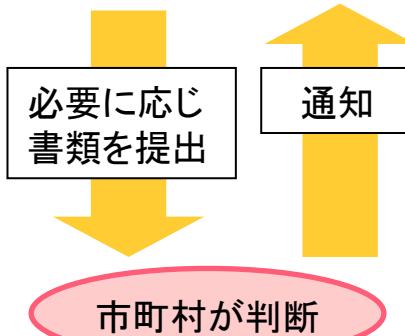
①集落営農の口座を設けて、②対象作物について組織名義で出荷し、③その販売代金等を①の集落営農の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

#### ③ 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること

地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること及び農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることについて、市町村が確実と判断していることが必要です。

#### 法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農(特定農業団体を除く。)は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。



集落営農の法人化の取組を支援する事業があるよ！  
事業内容については、市町村にお問い合わせください。

都道府県に経営相談体制が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併等の取組に際し、経営診断を受けたり専門家に助言を求めたりすることに活用しよう！

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局(以下「地方農政局等」という。)に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の加入申請期限は令和8年6月30日までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。  
なお、申請手続については、33~39ページを参照してください。  
また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続をお願いします。

## 2 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

(所要額：1,924億円)

ゲタ対策は、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

交付金の支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

### 【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。

交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

### (1) 数量払 【交付単価は令和8年産から適用】

#### ① 交付対象数量

##### 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

○は種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。

○麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるもの等は対象となりません。

○てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産され、交付対象要件を満たすものが対象です。

○麦、大豆、そばは、農産物検査により一定以上の格付けがなされたもの又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い農産物検査による一定以上の格付けに相当すると確認されたもの（11ページ参照）が対象です。

#### ② 交付単価

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

○面積払の交付を受けた場合、数量払の交付額から面積払の交付額を控除します。

○令和5年産から、課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれました。

※免税事業者の確認方法については、10ページを参照してください。

#### 小麦

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,420	6,920	6,770	6,710	6,260	5,760	5,610	5,550
	免税事業者向け単価	7,950	7,450	7,300	7,240	6,790	6,290	6,140	6,080
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,120	4,620	4,470	4,410	3,960	3,460	3,310	3,250
	免税事業者向け単価	5,650	5,150	5,000	4,940	4,490	3,990	3,840	3,780

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

## 大麦・はだか麦

品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,050	4,630	4,510	4,460	4,190	3,770	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,330	4,910	4,790	4,740	4,470	4,050	3,920	3,870
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	6,060	5,640	5,510	5,460	5,030	4,610	4,490	4,440
	免税事業者向け単価	6,440	6,020	5,890	5,840	5,410	4,990	4,870	4,820
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,300	8,800	8,650	8,560	7,730	7,230	7,080	7,000
	免税事業者向け単価	9,860	9,360	9,210	9,120	8,290	7,790	7,640	7,560

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

## 大豆

品質区分 (等級)		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	3等又は 3等相当	品質区分 (等級)		合格又は 合格相当	
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	11,410	10,720	10,040	特定加工用 大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,360	9,860
	免税事業者向け単価	11,910	11,220	10,540				

等級：被害粒の割合や粒揃い等の違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

## てん菜

品質区分 (糖度)		< (+0.1度 ごと)	15.7度	→ (▲0.1度 ごと)
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円	5,090	▲62円
	免税事業者向け単価	+62円	5,380	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

## でん粉原料用ばれいしょ

品質区分 (でん粉含有率)		< (+0.1% ごと)	18.8%	→ (▲0.1% ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円	14,090	▲64円
	免税事業者向け単価	+64円	15,030	▲64円

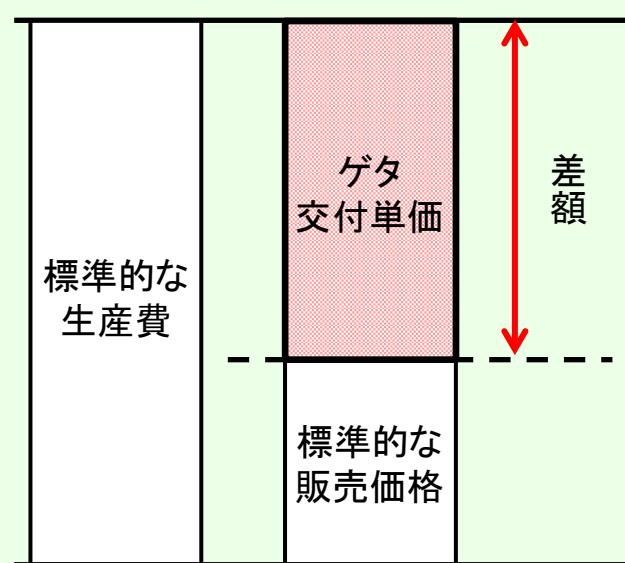
でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

## そば

品質区分 (等級)		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	16,450	14,340
	免税事業者向け単価	17,280	15,170

等級：容積重の違いや被害粒の割合等で区分

## 交付単価のイメージ



## なたね

品質区分 (品種)		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしづく	その他 の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	6,420	5,680
	免税事業者向け単価	6,850	6,110

## (参考) 平均交付単価

【算定式】

10a当たり生産費

(直近3年平均)

平均交付単価

単収

(直近7年中最高・最低を除く5年の平均)

販売価格

(直近5年中最高・最低を除く3年の平均)

対象作物	小麦 (円/60kg)	二条大麦 (円/50kg)	六条大麦 (円/50kg)	はがき麦 (円/60kg)	大豆 (円/60kg)	てん菜 (円/t)	でん粉 原料用 ばれいしょ (円/t)	そば (円/45kg)	なたね (円/60kg)
課税事業者 向け単価	5,590	4,900	5,710	8,330	10,340	5,090	14,090	15,930	6,410
免税事業者 向け単価	6,000	5,220	6,110	8,850	10,910	5,380	15,030	16,730	6,820

### ③ 免税事業者であることの確認方法等

#### 基本ルール

免税事業者であることの判断は、2年前(2期前)の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。(組織として確定申告していない集落営農は、課税事業者向け単価が適用されます。)

**後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合には、本交付金は全額不交付・返還となります。**

インボイス制度適格請求書発行事業者登録を行っている事業者及び免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合には、課税事業者向け単価が適用されます。

#### 確認に必要な書類

個人	○2年前(※)の確定申告書(写)等 ※令和8年産の申請の場合、令和6年分 ○営農開始後2年以内の方は、個人事業の開業・廃業等届出書(写)等
法人 (人格なき 社団含む)	○2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等 ○設立初年度の方は、法人設立届出書(写)等 ○設立2期目の方は、法人設立届出書(写)等 及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)等

#### 確認書類の提出期限

令和8年6月30日までに交付申請書(様式第1号)に添付して提出してください。

なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1ヵ月程度要するもの(税務署が再発行するもの等)もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。

## ④ 農産物検査によらない品種等区分の確認

登録検査機関による農産物検査とは別に、品種等区分を確認する者（以下、「品種等確認主体」という。）が実施する、農産物検査の格付けと同等の確認が行われた対象畠作物も交付対象としています。

### 品種等確認主体について

★ 国が以下の要件を満たしていることを確認した組織・個人等です。

- ① 農産物検査を実施する登録検査機関と同様の器具機材を所有していること。
- ② 農産物検査の格付けと同等に品種等区分の確認を適正に行える能力を有すること。

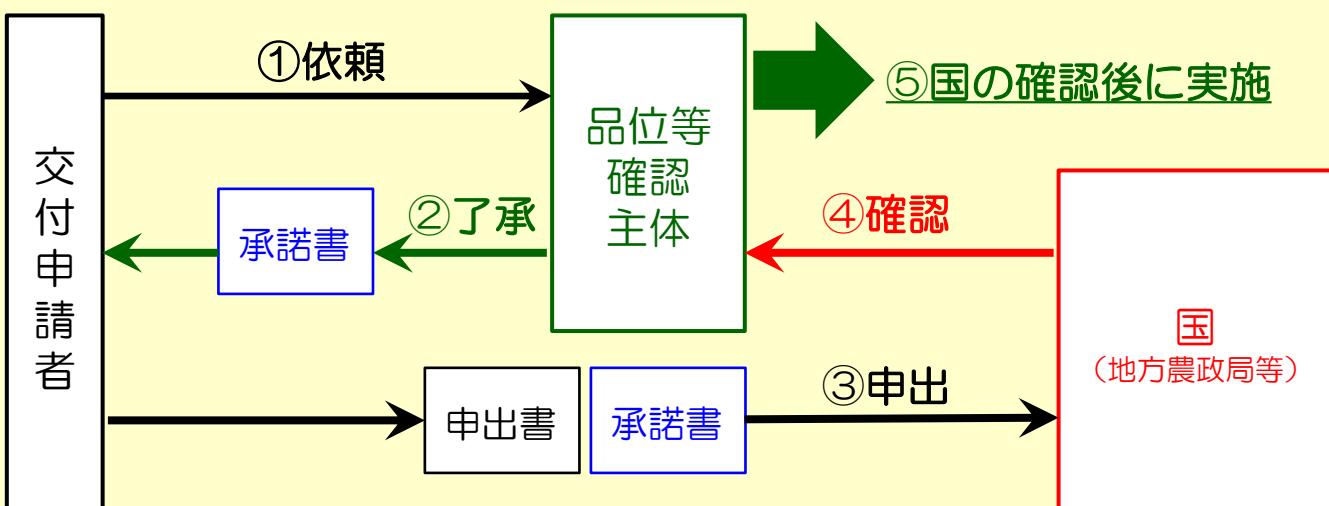
### 農産物検査によらない品種等区分の確認を受けるための手続

★ 交付申請時に申出書等を提出する必要があります。準備には長期間を要するため、提出期限に間に合うよう早めの相談をお願いします。

#### 【具体的な手續】

- ① 交付申請者は、品種等確認主体に対して品種等区分の確認を事前に依頼します。
- ② 品種等確認主体は、交付申請者の依頼（申出）を承諾する場合は、承諾書等を交付申請者に送付します。
- ③ 交付申請者は、交付申請書に申出書及び承諾書等を添付の上、地域農業再生協議会又は地方農政局等に、令和8年6月30日までに提出してください。（過去に妥当性が認められた交付申請者でも申請年ごとに手續が必要です。）
- ④ 国は、申請者から提出された申出書等に基づき、品種等確認主体が要件を満たしているかの確認を行い、妥当性の確認完了を交付申請者に通知します。
- ⑤ 国から妥当性の確認完了を受けた品種等確認主体は、交付申請者が生産・収穫した対象畠作物の品種等を確認します。

### 具体的な手續の流れ



## ⑤ 数量払の交付申請期限について

【大豆・そば】

生産の翌年の4月30日

【大豆・そば以外の対象作物】

生産の翌年の3月5日

## (2) 面積払（営農継続支払）

### ① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

### ② 交付単価

(参考) 数量払と面積払との関係

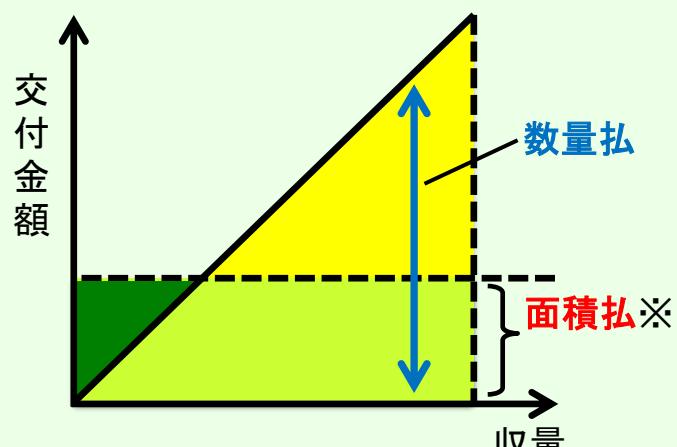
営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

2.0万円/10a (そばは1.3万円/10a)

※ 自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあっても、面積払分が交付される場合があります。

### ③ 交付対象者

対象畠作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者



※数量払の交付の際に控除されます。

- 面積払は、対象畠作物を生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするものであり、**単に対象畠作物を作付けすれば交付されるものではありません**。このことから、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出した**単収が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合**、低単収となつた**理由書とその証拠書類の提出**が必要となります。

地方農政局等は低単収となつた要因が、

- ・ 真に自然災害等の不可抗力による減収
- ・ もともと生産性の悪い圃場での生産による減収
- ・ 適切な生産が行われていないいわゆる「捨てづくり」による減収

であるのか等、**提出された理由書等の内容を確認の上**、総合的に判断し、**面積払の交付金の全額返還若しくは一部返還や交付金の交付の可否を決定**します。

### 3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

(所要額: 468億円)

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)は、経営に着目した農家拠出を伴うセーフティネットであり、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

**【交付対象者】**認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件はありません。)  
※交付対象者の要件については、6~7ページを参照してください。

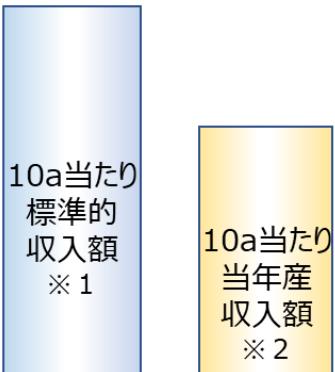
**【対象作物】**米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

#### (1) ナラシ対策の仕組み

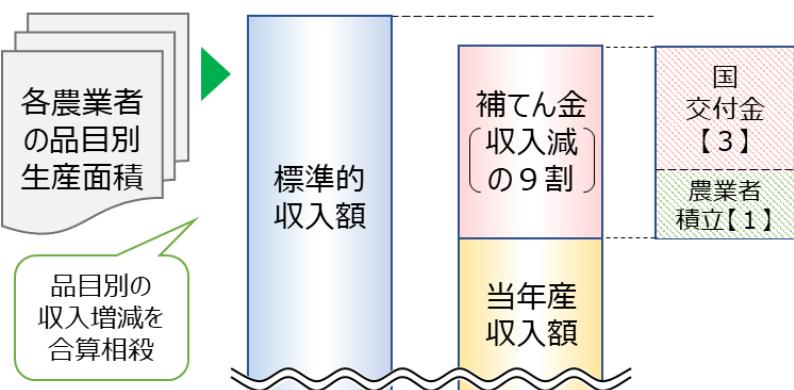
- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。
- 農業者ごとの収入差額の計算にあたっては、毎年定める地域別及び品目別の標準的収入額及び当年産収入額と、農業者の生産実績数量から換算した生産面積を用います。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担するため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。

#### 交付金算定の概念

##### 地域・品目別の計算



##### 農業者別の計算



$$\text{補てん額}^{\text{※3}} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

※1 直近5年のうち、最高年と最低年を除く3年の平均収入額

※1、2 米の場合、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、実単収を乗じて算出

※3 補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整

## (2) ナラシ対策への加入から補てん金支払までの流れ

### ① 加入申請（積立て申出）

申請期間

令和8年4月1日～6月30日

内容

地域農業再生協議会又は地方農政局等に生産予定面積等を記入した申請書等を提出する

提出書類

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11号)※

※米生産予定の方のみ。場合により契約数量が確認できる書類を添付

(参考)  
収入保険・  
農業共済  
との関係

＜収入保険＞※  
→自然災害や価格低下を  
はじめ、農業者ごとの  
収入の減少を広く補償  
  
※青色申告を行っている農  
業者(個人・法人)が対  
象。制度詳細は42～44  
ページを参照

又は

＜農業共済＞  
→自然災害等による収  
穫量の減少を補償  
+  
＜ナラシ対策＞  
→価格が下落した際等  
に、収入の減少を補  
てん

- 「収入保険とナラシ対策」、「収入保険と農業共済」は重複して加入不可
- ナラシ対策は個別の災害補償に対応していないため、農業共済との同時の利用を推奨。

### ② 積立金の納付

納付期限

～令和8年8月31日(月)

内容

国から通知される積立額を納付する(振込手続きが納付期限までに完了する必要)

納付金額

国からの通知書に記載されている標準的収入額から、10%又は20%のいずれかの収入減少に対応する積立額を選択

### ③ 補てん金の交付申請

申請期間

令和9年4月1日～4月30日

内容

地域農業再生協議会又は地方農政局等に生産実績数量等を記入した申請書等を提出する

提出書類

- ・ナラシの交付申請書(様式第10-1号)
- ・米の生産実績数量の確認書類(16～17ページ参照)

### ④ 補てん金の算定・支払

交付時期

令和9年5月下旬～6月頃

内容

交付金算定の結果、支払いがある場合は、交付金は国から、積立金は各都道府県の積立金管理者からそれぞれ振り込まれる

積立額、  
補てん金  
の算定方法

- ・積立額は、国が農業者ごとの生産実績数量を地域の令和8年産単収で換算した面積(面積換算値)に基づいて再計算し、確定
- ・補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定
- ・地域の令和8年産単収が平年単収の9割を下回った場合、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除